

【飯塚市中小企業融資制度】

飯塚市（廃止予定）	福岡県等
・事業資金	・小規模事業者振興資金 ・長期経営安定資金 ・一般保証
・不況対策資金 （経済の変動に伴う緊急の運転資金）	・緊急経済対策資金 ・長期経営安定資金 ・短期運転資金
・設備近代化資金	・経営革新支援資金 ・長期経営安定資金（設備資金）
・長期事業資金	・長期経営安定資金
・高度化資金	・高度化事業
・小口事業資金	・小規模事業者振興資金 （小口零細企業保証型）
・観光開発施設資金	・長期経営安定資金

【飯塚市起業支援資金】

当融資制度は廃止し、飯塚市新規創業支援資金融資制度として新設。

○融資制度見直し（廃止）の理由

飯塚市では中小企業者の振興育成を図る目的として、中小企業者向けの融資制度を設けていたが、直近10年で貸付実績が1件（平成25年度）のみとなっていたため、現況にあった融資制度への見直しを行うもの。

# 【飯塚市新規創業支援資金融資制度】

これから事業を始める個人・法人、事業を創業して5年未満の個人・事業者等の市内中小企業事業者を対象に実施します。

融資対象	(1) から (3) すべて該当するもの。 (1) 次のいずれかに該当する者。 ア：福岡県信用保証協会（以下「協会」という。）の保証対象業種に属する事業を1月（会社を創設する場合は2月）以内に市内で中小企業者として創業しようとする具体的計画を有するもの イ：市内において中小企業者として創業した個人又は法人であって、創業をした日から5年を経過していないもの ウ：市内で創業をした個人が法人成りをした中小企業者である市内の法人であって、個人で創業をした日から5年を経過していないもの (2) 市民税（法人にあつては、法人市民税）及び固定資産税の滞納がないこと。 (3) 協会の保証対象者であること。  【創業の定義】 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること又は事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること。
融資金額	1,000万円以内
融資期間	10年以内（据置期間 1年以内）
融資利率	1.2%
保証料率	0.95%（法人において、経営者保証不要及び免除の場合は別途0.2%～0.45%の範囲において上乘せ有）
資金使途	運転資金、設備資金
指定金融機関及び融資申請窓口	福岡銀行 西日本シティ銀行 飯塚信用金庫 福岡中央銀行 福岡県信用組合 北九州銀行



# 【飯塚市新規創業支援資金利子補給及び信用保証料補助】

飯塚市新規創業支援資金融資制度に係る利子及び保証料の一部を補助します。

補助率	利子：50%以内 保証料：100%以内 （経営者保証不要及び免除の際に上乘せされる保証料分は補助対象外）
補助期間	3年以内
申請提出期限 （年2回）	① 上半期分 10月31日まで（4月1日 から 9月30日） ② 下半期分 4月30日まで（10月1日 から 翌年3月31日）※一括申請不可
提出書類	申請書、保証料及び支払予定額のわかるもの、支払った額のわかるもの等
申請窓口	飯塚市役所 本庁 商工観光課（商工係） 制度の詳細については、市のホームページからご確認いただけます。

